

音韻論的解釈

浜田 敦

私は、別の機会に、現代語のサ行子音の音韻論的解釈に関して簡単に言及したことがあったが、ここであらためてこれに関連する諸事項を一般問題としてとりあげ、私の音韻論的立場を明らかにしたいと思う(一)。

まず最初に考えねばならないことは、音韻論において我々が何を求めているか、又何を求むべきか、と云うことである。これをはっきりさせずに、唯どの立場が正しいかと云うことを論議するならば、結局水かけ論に終ってしまうことと必定である。勿論この場合も、求めるものは人によって違ってよい筈である。従って、それに応じて、それぞれの音韻論が成立し得る。それぞれに理論的破綻のない限り、それぞれに正しい立場であり得ると思う。ところで、さきにとりあげたガ行子音を例をとるならば、(b)と(c)との区別が、たとい狭い意味での知的意義の区別に対応してはいなくても、たとえば複合語の要素間のむすびつきの度を示すと云う、何等かの意味で言語の一つの機能をはたしているとするれば、それは音韻上の区別と認めてもよいのではないかと云う立場を私は採る。そして、逆に、その様な機能を荷うものならば、当然何等かの意味で、話し手の発音の「意図」とか「理想」とかにつながっている筈であり、又、その様なものをたとい仮説的にでも説

定して、はじめて「音韻」と云うものを「音声」と対立するものとして考えることが可能になると云う立場である。しかし、若し(b)と(c)とが、その程度の機能すらも果していないと認められるならば、当然それは「音韻」従って又「言語」とは無縁のものでなければならぬ。私の求めているものは、その様な、言語における何等かの機能を果すもの、言語において何等かの意味をもつものとしての音の区別であり、しかもそれを話し手の発音意図の側から掴むと云う方向をとりとうとする。

さて、現代東京、京阪語で「さ、し、す、せ、そ」の仮名で表わされる音節の子音が、「さ、ず、せ、そ」と「し」とで違うと云うことは、少くとも私共の様に中学校以来へボン式ローマ字で教育され、前者が sa, su, se, so, 後者が shi と綴られると覚えこんでしまっている者にとっては、全く自明の事柄に属するものであった。これと略々相似た事情は五十音図の他の行、即ちザ、タダ及びハ行の子音にもあることはあらためて述べるまでもないであろう。ところでこの様なへボン式ローマ字の綴字法がどの様な立場乃至手つきで規定されたものか知らないけれども、へボン式に限らず、例えば文祿慶長前後にいろいろの貴重な資料を残しているポルトガルのジェズイット宣教師達のローマ字綴でも、や

はりこのサ、ザ、タ、ダ、ハの五行の子音に対して、略々ハボン式に対応する区別を与えていることなどから考えるならば、恐らくは彼等外国人が日本語の具体的な発音の観察に基づいて、それぞれの音声上の区別を認めたことによるものと考えてさしつかえないであろう。たしかに、現代国語の東京、京阪方言の、少なくとも一部、或は大部分の個人の発音においてその様な音声的差異の認められることは、まず疑いない事実と云わねばならない。

問題は、それ等の区別を「音声的」差異に止るものと考えるかそれとも「音韻」上の区別と認めるかと云うことなのである。勿論はじめにも云った様に、この様なことを決定する場合に、「音韻」の規定のしかたをまず問題にしなければ意味がないわけであるが、例えば服部四郎博士は、博士の音韻論的立場から、サ行子音については、拗音「しゃ、しゅ、しよ」をも含めて、すべて同一の音素 /s/ に該当すると解釈して居られる(2)。つまりこの行の音節は、音声上は

[sa, si, su, se, so]
[ʃa, ʃi, ʃu, ʃo]

と云う分布を示しているけれども、音韻論的には
/sa, si, su, se, so, ʃia, ʃju, ʃjo/
と解釈される、と云うのである。

博士がこの様な「音韻論的解釈」を施された手つゞきは、博士の所謂「作業の原則」によられたものであるが、私は、この博士の立てられた原則をすべてそのまま認めるかどうかは別として、少なくともこの様な「作業原則」が、たとい如何なる音韻論的立場であろうとも、必要であると云う点に関しては異論を持たない。

従来、メンタリズムの立場に立つ人々は、この「作業原則」をはつきりした形で示そうとしなかった。しかしそれは決してなかったわけなのではない。云わば、名人芸的に体得していたのであるが、これは一応やはりはつきりさせ、誰もが使える道具として公表する方がよさそうである。尤も道具はあくまで人が使うものだから「名人芸」がそれで必要なくなるとは思えないけれど(3)。

しかし、私は、博士の提出された「作業原則」そのものは必ずしも完全なものではあり得ず、従ってそれは常に修正されるべきものであり、又一方、たといこの様な「原則」によって行われた音韻論的作業と云えども、その客観性にはやはり限界のあることを指摘したいと思うのである。単にその中の特定の一つだけについてみても、実際に或る音を処理しようとして各研究者がその原則を適用する場合、すべての研究者が常に同一の結果に到達するとは到底考えられないものであるが、まして、幾つかの原則を「総合的」に適用して最後のな解釈を下すと云うことになれば、どの原則に対してより重点を置かかると云う問題に関連して、一人一人の研究者が、全くてんでんばらばらな結果に到達するであろうことは明らかである。つまりその様な「総合」に際しては、各原則の更に上位に立つべき一つの云わば「……観」とでもなづけるべきものが各研究者の内に存在し、それが各原則の運用を支配している筈であり、しかもその様な「……観」は、云わば全く「主観的」なものであって、研究者毎に異つていたりしか考えられない。唯問題は、その様な「主観的」な、しかも実は最も「支配的」な何物かを、はつきりと旗印として掲げ、「作業原則」をはつきりさせずに、云わば「勘」ですべてを片づけるか、せいぜい単なる

技術的な問題としてその下位に置くか、それとも逆に、その方を表面におし出して、「主観的」なものこそつと隠しておくかによって、メンタリズムとメカニズムとの立場が岐れる、と私は考えるのである。しかし、メカニズムと雖も、道具、即ち「作業原則」は一応示しても、その使い方はやはり或る程度使用者の自得にまかせるよりほかはないと云う状態なのではないかと思う。しかし、メンタリズムといえども何等の「作業原則」なしに何一つ仕事をするとは出来ないし、又メカニズムといえども、各原則を適用し、更にそれを綜合するに当って、それを指導する「理念」なしには、一步たりとも動き得ないことは否み難い。

尤も、その様な各原則を支配すべき指導理念と云うものも、実は、我々の学問の対象である言語と独立に、云わば先験的に、我々の頭の中にあるものではなく、「言語」に対する考察から生れ又それによって絶えず更新し発展しなければならないものであるが、一方、「言語」を考察し、これを説明、解釈する為には、予めその様な指導的な理念が必要となるのである。これは、形式論理的には全く循環論であるけれども、言語の学における理論と具体的な処理とは常にこの様な関係に立っているものであって、好むと好まざるとに拘らず、我々は常にこの両者の均衡を如何に保つかと云うことに思いをいたしつつ進まなければならないと云う宿命を荷っている。服部博士が「音声学的研究と音韻論的研究とは互に表裏をなし、個々単独にはなされ得ない」と云われるのも略々これと相似た関係を意味しているとは私は理解する。同じ様に、「共的論的研究と通時論的研究とは互に表裏をなし、個々単独ではなされ得ない」とも云えそうである。この事については更

に下に述べる。因みに、言語の「音」をとりあつかう態度、立場には、理論的には無限の段階があり得る。その中最も極端に「自然科学的」なものは「音響学」とよばれるものに属し、反対に、最も「非自然科学的」なものとして「音韻論」が考えられ、「音声学」とか、或は最近の *phonemics* などは、その両者の中間に位置すべきもの、従って考え方次第では中途半端な性格のものだとも云えるであらう。しかし、いずれの立場と云えども、それその目的に応じて有用であり得る筈であり、又そうでなければその様な学問の存在意義はあり得ない。

さて、サ行子音の問題にもどって、服部博士がこれを音韻論的にすべて同一の音素 s に該当すると解釈されたその結論は、掲げられた幾つかの「原則」すべてから均等に割り出されたものではない。これはサ行子音に限らず、或る場合にはこの原則を比較的重視し、他の場合には、又別の原則により比重を置くと言った適用のしかたをして居られるのである。ここにも問題があることは上に述べた。つまりその様な諸原則の運用にあたっての一般的な指導理念は何かと云うこと、それともそんなものではなく、唯その場その場の便宜主義によっておられるのであろうか。しかしこの問題は一応指くとしてしよう。

ところで、服部博士は幾つかの「原則」を提出して居られるけれども、同じく「原則」とは名づけても、例えば「経済の原則」即ち「音素の数はできるだけ少ない方がよい」と云うもの、及び「構造の原則」即ち「音素は単純且つ経済的な構造をなして結合する」と云うものと、「同化の原則」及び「分布の原則」と名づけられたものとの間では相当大きな、云わば質的な差異がある様

に思われる。即ち前二者は、むしろ音韻論的解釈に際しての研究者の一般的な心がまえとでも云うべきもので、その点ではさき私に述べた「原則」の上位に立つべき指導理念に近いものと認められる。これに対して後の二者こそは、より「作業原則」の名にふさわしいところの、具体的な音韻処理の手つゞきを示したものである。従って前二者に関しては、少くとも同じ音韻論的立場に立つ限り、各研究者の間に意見の不一致など本来あり得ない筈のものである。一方、後二者は、たとひ音韻論上の立場を同じくする研究者の間に於いても常に意見の齟齬が生ずるであろうことは想像に難くない。又個々の研究者自身も、この二原則を運用する際、その解釈に迷う場合も決して少くないであろう。

まず、第一の「同化の原則」について云えば、服部博士は「同じ環境（位置）に立ち得る単音は互に「対立」をなし、夫々異なる音素に該当する。補い合う分布をなす単音は同一の音素に該当する事がある。が如何なる場合に同一の音素に該当すると認め得るかというに、それは同じ音が異なる環境の影響でそれに同化して異なる単音となっていると説明し得る場合に限り」と述べて居られる。これだけを卒然とよめば極めて客観的で、この原則に従って作業すれば、誰でも容易に同一の結果に到達しそうに思われるであろうが、実は決してそうではない。サ行子音が音声上概略的に云って〔s〕と〔ʃ〕との二種の単音の形であらわれると云うことを前提として、この二つの単音は果して同化の原則によれば如何に扱われるべきであろうか。つまり〔s〕と〔ʃ〕とが同一の音素に該当すると認められる為には、両者が同じ環境（位置）に立ち得ないと云うこと、両者が補い合う分布をなしていること、及

び両者が（本来）同じ音である筈であるのに、異なる環境の影響でそれに同化して異なる単音となっていると説明し得ることの三条件が少なくともこの原則からは必要なのであるが、その様なことを客観的に決定することが、如何に困難であるか、従って各研究者の間でまちまちな結果が出るであろうことは多言を要しないと思う。

まず「同じ環境」と云う概念が、服部博士自身も告白して居られる様に、「音声学」的なものではなく、「音韻論」的な概念であること、云い換えれば甚だしく研究者の「主観」に左右され易いものだと云うことである。従って、〔s〕と〔ʃ〕とが同じ環境に立ち得るか、立ち得ないかは見方によってどうにでも云えることなのである。これは実は「同じ環境」と云うことばのみならずあとの方の「補い合う分布をなす」とか、「同じ音」などと云う概念についても全く同様であり、いずれも「音声学的」には無意味なことばであって、「音韻論的に補い合う分布をなす」、「音韻論的に同じ音」の意味でしかあり得ないものである。若しそうだとすれば、この様な定義のしかたは、形式論理的に全くナンセンスなものだとしか考えられないであろう。つまり、「同じ環境に立ち得ない」「補い合う分布をなす」「同じ音（である筈である）」ことが即ち同一の音素に該当することなのであるから、上のそれぞれ云い方は、云い換えれば「同じ音素に該当すると認められる二つの単音は同じ音素に該当する」と云うことにしかならないのである。これでは、服部博士が斥けられた「話し手が同一の音」と思っている音は同一のフォネムに属する」と云うメンタリズム的定義とあまりへだたりがないと云わねばならない。要するに

問題は、音韻論における単位の決定を、音韻論的概念自身で行う、又行わざるを得ないところにあると云うほかはない。しかし、勿論私はその故に服部博士を攻撃しようとするものではない。むしろそこにこそ音韻論、ひいては文化科学としての言語の学一般の悲劇的な宿命があると考えるものである。つまり、形式的には矛盾である筈の、循環論的方法論の上に立たざるを得ないと云う。我々の学問は、この様な諦観の上に立てられねばならぬ。云い換えれば、我々の学問の「客観」性に限界のあることの自覚の上に立つべきものと信ずるのである。

本来「同じ音」であるものが異なる環境、つまり母音 [a, u, e, o] とむすびつくものと、母音 [i, (j)] にむすびつくものによって異なる単音 [s] と [ʃ] となっていて、などと云う事も、結局「同じ音」と認めるかどうかによってどうとも云えるものであり、更に、母音 [a, u, e, o] には [s], [ʃ] には [i] しかむすびつき得ない、などと云う「音声学的理由」は認められないのであるから、少くとも「同化の原則」のみによってサ行子音をすべて同一音素 [s/ʃ] に該当すると云う決定は不可能だと云わねばならない。

そこで持ち出された第二の分布の原則、即ち「音素は非常に体系的な均齊的な分布を示すものだ」と云うのは、第一のものに比べて更に問題である。なるほど博士の指摘された様に、カ、ガ、ナ、バ、パ、マ、ラの各行の子音については

[ka, ki, ku, ke, ko; kja, kju, kjo]

[ga, gi, gu, ge, go; gjā, gjū, gjō]

.....

と云う「整然」たる分布が認められることは一応肯定出来るかも知れない（勿論この場合も果してどの様な手つきでこの様な決定をされたか、問題なのであるが）しかしそれにしても、これは五十音図の濁音をも含めて十五行の中、「ア、ヤ、ワ」の三行は除くとしても、残る十二行の約半数にしか過ぎない七行の音節についての話であり、あとの五行、即ちサ、ザ、タ、ダ、ハの各行については、実は「あきま」だらけの、甚だしい不均齊さが、音声学的には認められるのである。その不均齊さがヘボン式など外国人の規定したローマ字綴法に反映していることははじめに述べた。

この様な不均齊が、しかも量的に云っても、殆んど半数近い「行」において認められるにも拘らず、それを云わば強制的に押しならして、「整然」たる体系につくりあげる必要があるのであろうか。つまり「音素は非常に体系的な均齊的な分布を示すものだ」と云うこの原則を支持すべき根拠は果して何処にあるのであるか。勿論、我々の常識的な経験によって「言語」特に「音韻」が「比較的」均齊的な分布を示しているらしいと云う「言語観」「音韻観」が、それほど実際とかけ離れたものでないことは認めてよい。しかし、逆にその様な「観」を「作業原則」とし、それによって「不均齊」をならしてよいものかどうか、又ならすにしても、どの場合にならし、どの場合にならしていけないかは、或る程度やはり研究者の「主観」によるよりしかたがないと云わねばならないのである。

服部博士も、例えばタ行子音については

[ta, tji, tsu, te, to; tja, tju, tjo]

の様に整理すべきではなく、むしろダ行にならって

[da, de, do
dʒi, dzu, dʒa, dʒu, dʒo]
[ta te, to
tʃi, tsu tʃa, tʃu, tʃo]

の様に排列すべきことを主張して居られる。つまりこの場合は「分布の原則」よりも「同化の原則」に重点を置き、[a, e, o]の前の [t] が [tʃ, tʃ] の前で [tʃ, tʃ] の形をとる「音声的原始的理由」がないと云い得るので [t] と [tʃ, tʃ] とは別の音素に該当する」と見るべきことを述べて居られるのである。即ちサ行子音 [s] と [ʃ]、タ行子音 [t] と [tʃ, tʃ] 両者が、音韻論的に異なる取扱いをうけたのは、一方が「同化の原則」によって、同一音の環境による変容と解されるのに対し、他方がそうは考えられない、と云う点にかかっていると云うことになる。

以上は、最近の服部博士の立場からの、音声上比較的不均質な分布を示しているサ、タ行子音に対する音韻論的解釈の概略的説明とでも云うべきものであるが、次に、これ等をふくめ、やはり音声的に不均質な行の子音すべてについての私自身の考え方を述べて見たいと思う。その様なものとして考えられるサ、ザ、タ、ダ、ハの五行音は、大ざっぱに云って、服部博士が均質なものに從って、ならそうとされるサ、ザ、ハ行音と、そうではなく、むしろ不均質のまままで解釈されようとするタ、ダ行音とにわかれる。この中サ行音については、前稿にも一寸触れたのであるが、ここで一応共時論的立場を離れ、通時論的にこれ等五行の音節の変化の事情を考えて見たいと思う。但しことわっておきたいのは、そ

れは必ずしも、直ちに共時論的事実である体系の解釈に、通時論の観点を導入しようとするのではないと云う事である。この両観点の区別自体に関してもまだ重要な問題が残されていると思うけれども、その事についてはあらためて考えて見たいと思つてゐる。

サ、ザ行子音の古代語における音価については、実はそれほど明らかではない。有坂博士の奈良朝前後の時期のものについての研究はあるけれども、それも母音 [a] をふくむ音節其他限られたもののみで、而も資料は極めて質量ともに乏しく、出た結果は必ずしも全面的に信をおき難いと云わねばならないのである。それ以後も、例えば中国人の手に成った資料などにより多少の手がかりはないとは云えないけれども、やはりそれが比較的是っきりとするのは、キリシタン資料などの重要な音声資料の出揃う中世末期桃山時代前後をまたねばならない。この時期の共通語とも云うべき京都方言のサ、ザ行子音は、キリシタン資料のローマ字綴で

Sa so su
Xa xe xi xo xu
Za zo zu
Ia je ji jo ju

と写されている様に [a, u, o] とむすびつく音節では [s] [ʒ], [tʃ, e] とむすびつく音節では [tʃ] [ʒ] であったと考えられている。

一方、タ、ダ行子音は、恐らく中世中期頃までは [a, i, e, o] すべての母音に対して [tʃ], [dʒ] であり、それが中世末期

頃になってやはりキリシタン資料が

Ta	re	to	igu	
Cha	de	chi	cho	chu
Da	de	do	dzu	
Gia	gi	gio	giu	

と表わしている様に、母音 [i, e] とむすびつく音節において破擦音 [tʃ, sʃ] の形をとるに至ったらしいのである。但し、この時期はいろ／＼な意味で過渡期であって、その「発音意図」から云えばまだ [i, e] に対しても /t, d/ であり、唯その特別な環境の故に無自覚的に破擦音化して [tʃ, sʃ] ([dʃi, dʃu]) の形で実現されていたのではないかと云う事はさきにも述べた通りである。

最後にハ行子音については、奈良朝時代から中世末期までを通じて両唇摩擦音 [ɸ] がすべての母音に対して現れ、それが現在の様に [ɸ] となったのは江戸時代以後のことと云われている。しかしこの場合も、既に中世末期頃から、或る種の母音 (例えば [ɸi, ɸe]) に対しては特に [ɸ] の形で実現される事があったのではないかと思われるが、しかしその「発音意図」から云えばやはりまだすべて /ɸ/ であったと考えてよいであろう。

ところでまずサ、ザ行子音については、中世以前の状態は明らかでないけれども、中世末期頃に [ɸi, ɸe] 両母音に対して [ɸi, ɸe] であったものが、現代語では [ɸi] のみそれが現れ、[ɸe] に対しては [sa, za, o] と同じ [s] [z] となり、更に [ɸi] に対しても、東京語及び京都語でも一部において [s] [z] が現れると云う傾向が見られることからすれば、現代東京、京都語などの大部又は一

部において [ɸi] に対して [s] [z]、其の他の母音に対しては [s] [z] の現れることが、「同じ音が異なる環境の影響でそれに同化して異なる単音となっている」と説明されるべきものではなく、むしろ [ɸi] [ɸe] と [s] [z] とは本来「別の音」ではないかとの見通しのもとに音韻論的解釈を施すべきではないかと思われる。即ち、通時論的には、現代語の [ɸi] [ɸe] は、かつて [s] [z] であったものが母音 [ɸi] の影響によってそうなったものではなく、逆に母音 [ɸi] が [s] [z] の [s] [z] に変化することをくい止めているのだと説明しなければならないのである。これに対して、母音 [ɸe] は [ɸi] ほどにこの様な力を持たず、従ってこれは一歩先んじて [se] [ze] となってしまうたのである。しかし、恐らく最後に残った [ɸi] [ɸe] も、近い将来において、東京、京都語などで [s] [z] となるのではないかと予想される (5)。

ここで服部博士の用いられた「同化」と云う概念について一応の反省を加えておく必要があると思う。博士の云われる、同じ音が異なる環境の影響でそれに同化する」と云うのは一体どう云うことなのであるか。例えばサ行子音の場合 [sa, za, o, e, o] に対してすべて同じ [s] である筈なのが、母音 [ɸi] にむすびつくると云う「環境」の影響でそれに同化して [s] となっていると云われるのであろうか。この様な考え方は服部博士のみならず、例えば最近刊行された「国語学辞典」の附録国語音節一覽表の現代東京語の欄の説明「i および i- は、原則として直前の子音を口蓋化する。例えば、sa = [s]a, za = [z]a」にも見られる様に、相当一般的に信じられている考え方の様であるが、しかし [ɸi] に [s] [z] が同化されて [s] [z] の形をとると云う「音声学的理由」は、少

くとも共時論的に見て、全く存在しないと云わねばならないのである。つまり、服部博士が「[w]」「[ç]」「[o]」の前の「[r]」が「[r]」「[r]」の前で破擦音「[rç]」「[rç]」の姿をとる音声学的理由がない」と云われるのと同じ意味においてならば、事実サ、ザ行子音がすべて「[s]」「[z]」で統一されている方言もあるし、又「[s]」「[z]」が音韻論的に「[rç]」「[rç]」と区別されている言語も決して少くはないのである。私の考えるところでは、「[s]」「[z]」は「[r]」とむすびついて「[rç]」「[rç]」の形をとらねばならないと云う音声学的必然性のないことは、「[r]」「[r]」が「[r]」「[r]」とむすびついて「[rç]」「[rç]」の形をとらねばならぬ「必然性」のないのと全く同じだと思う。共時論的観点における「同化」の概念は正にこの「音声学的必然性」の上に立つべきものなのである。しかし、通時論的観点における「同化」(即ち「音韻変化」)の理由としてあげられる概念としては、「音声学的必然性」ではなくして、「音声学的蓋然性」の上立つべきもの、立ってもよいものと考ええる。その意味でなら、「[s]」「[z]」が「[r]」に「同化」されて「[rç]」「[rç]」となり、更には、「[r]」「[r]」も、「[r]」「[r]」に「同化」されて「[rç]」「[rç]」となる「音声学的理由」は十分あると私は考える。

共時論的概念としての「同化」の意味でならば、 $r = [rç]$ に对应すべきものはむしろ、「[r]」「[r]」が、「さ、す、せ、そ」「ざ、ず、ぜ、ぞ」と同じく「[s]」「[z]」であると云われている東京方言の一部などの場合をさすべきであって、これこそはむしろ $r = [rç]$ として「[rç]」「[rç]」と並行すべきものである。その様な「[s]」「[z]」と其の他の方言の「[rç]」「[rç]」とは本質的に異なるべきものと云わねばならない。つまり、「[rç]」は、「発音意図」から見て

もはじめから「[rç]」を発音しようとする「意図」(「理想」)の下に発音されているのであって、決して、「[s]」を発音しようとして「[rç]」の為に無自覚に「[rç]」の形で実現された、と云われるべきものではないのである。何故「[rç]」がはじめから意図されているかと云えば、云うまでもなく、「[rç]」が通時論的に見て伝統的な発音であること、云い換えれば、我々の「記憶」の中にある「理想の発音」が「[rç]」であるからに外ならないのである。序に云えば、「せ」の「理想の発音」もかつては「[rç]」であったけれども、これは早く京都語でも失われ、現在の我々の記憶の中にある「理想の発音」は既に「[s]」であり、従ってこの場合は、はじめから「[s]」が意図されていると云うわけなのである。

前稿にとりあげたガ行子音における「[g]」「[ç]」の対立などもやはり「[ç]」が語中尾で「[ç]」の姿をとる「音声学的理由」は共時論的にはないと一応云えるであろう。しかし通時論的には、語頭、語中尾を通じて「[ç]」「[ç]」であったものが、語頭では「[ç]」に変化し、語中尾と云う特別な「音声学的」条件の下においてのみ「[ç]」の形で保存され得たとするならば、「音声学的理由」が全くないとは云えない。それと略と同じ意味で、サ、ザ行子音の場合も、「[rç]」が、これを保存する為に最も都合のよい「[rç]」の前においてのみ最後まで保たれ得たとすれば、やはり全く「音声学的理由」がないとも云えないのである。

同じことはタダ行子音、更にはハ行子音の場合にも云えるであろう。即ち服部博士は、上にもあげた様に、「[b]」「[p]」「[ç]」の前「[rç]」が「[rç]」の前で破擦音の姿をとる音声学的理由がない」と云われたけれども、通時論的に見れば、タダ行子音は中世

中期頃までは [a, e, o] の前のみならず、[i, e] に対しても同じく [i] [e] の形をとっていたものが、末期頃に至って破擦音 [tʃ, ts] [dʒ, dz] となったものであり、この「音韻変化」の理由の、少なくとも重要な一つは、母音 [i, e] の「音声学的性質」にあるものと見なければならぬ。(つまり [i] [e] は [i:] [e:] とむすびついて破擦音化する音声学的「必然性」はないけれどもその「蓋然性」はやはりあると云わねばならない。

なお、序を以て云うならば「音声学」と云う概念は、上に一寸指摘した様に甚だあいまいな性格のもので、「音声学的理由」などと云う事を簡単にもち出すこと自体に相当問題がありそうに思われる。しかし私自身まだ、音韻論についても同様であるが、「音声学」に対しては更に一層、考えがまとまっていけないので、ここで軽卒に論議する事はさしひかえたい。唯この学問の性格を「音韻論」「音響学」などと関連して、もう少しはっきりさせる必要のあることだけを、反省しておきたい。

ハ行子音についても略々ザザ行のものと同じことが云えると思う。即ち母音 [e] とむすびつく音節において [ɛ] が現われる方言(乃至個人)の体系において、これを他の母音にむすびつく場合の子音 [ɛ] と音韻論的に同じもの(音素)に該当すると認めるかどうか、つまり [i] が [e] とむすびつくことと云う特別な環境の故にこれに同化して [ɛ] となっている。(メンタリズムの表現をすれば、発音の意図(理想)としては [i] が目ざされているが、それが後に立つ母音 [e] の為に無自覚的に [ɛ] の形で実現された)のであるか、それとも、[i] が [e] の前で [ɛ] の姿をとると云う「音声学的理由」がないと云うわけで、[i] とは別の音素に該当

すると認めるか(即ち、はじめから [i] とは別の意図をもって発音されたか)は問題であるが、この場合も、通時的論に見れば、中世末期頃までは京都語においてもすべての母音に対して [ɛ] であったことが略々明らかであるから、現代語の「ふ」における [ɛ] は、むしろその名残りであり、母音 [e] が後に立つと云う特別な音声学的条件の故に、この音節にのみ特に [ɛ] が保存され得たものと考えられる。従ってその様な消極的な意味では、全く「音声学的理由」がないとは云えないのである。因みに [ɛ] が失われて行く場合母音によって遅速のあったらしいことは、明代の中国人及び朝鮮人の手に成った資料から略々観取される。これによれば、まず母音 [i] [e] にむすびつくもの [i:] [e:] が、中世末期頃既に [i] の形をとり、ついで [a] [ɛ] にむすびつくもの [i:] [e:] が江戸時代に入って [i] となり、最後に残ったものが [i:] のむすびつく「ふ」だったと云う事になりそうである。

最後に結論として残された重要な問題は、この様な、消極的ではあるけれども、やはり「音声学的」としか考えられない「通時的論的」理由によって、共時論的事実である現代語の音韻体系の均斉がみだされているものを、音韻論的にどう解釈すべきか、と云うことである。問題は、はじめにも述べた、音韻論的解釈において我々が何を求めているかと云うことにもつながるべきものである。若しそれを、言語における何等かの機能を果すものとしての音の区別と云うことに置くとすれば、少なくともサ、ザ行音における [ɛ] と [i] [ɛ] と [ɛ] との区別、ハ行音における [i] と

〔ㄱ〕との区別などはむしろ無用のものと云わなければならぬであろう。この限りにおいて、この「不均斉」は当然ならされてよいとも云える。又事実、現実の言語の変化においてもたしかにその様な方向をたどっていると見る事が出来るのである。要するにそれ等は、現代語にかすかに残された古代語の痕跡に過ぎないものだからである。しかし一方から云えば、歴史の流れにおいて、常にその様な前代の残滓がどこかの片隅にこびりついて、特に古いものへのくびきをたち切り難い世代において、記憶の形で残っていることも否むがたい事実であり、その事実を事実として正視するのめ決して現代を理解し、解釈する為に無用のことではないとも云えるであろう。

その点においては、たしかにタ行子音の〔ㄷ〕と〔ㄷ̃〕との対立は、他の三行子音の場合とは異なるものと云える。即ちこの場合は、むしろ少数者である〔ㄷ̃〕、〔ㄷ〕の方がより新しく発生した形であり、その発生のために「不均斉」が生じたものである。一方サ、ザ行、ハ行子音の場合は、その関係が全く逆であって、より新しく発生した形である〔ㄹ〕、〔ㄹ̃〕及び〔ㄹ̃〕の方が、現代語の段階においては多数者なのである。しかし、音韻論的解釈においても政治におけると同じく「多数決」の原則が適用されるべきものかどうか。それともむしろ「量」的な多数決ではなく、「質」によるべきもの、即ち消極的な音声的条件の故に辛うじて残存し得た様な、云わば息も絶え絶えな老人は、たとえ量的には多数であっても無視されるべきものであり、一方少数でも、新しく積極的な条件の下に発生した生き生きとした若人に対しては一つの独立した座が与えられるべきなのであるか。

多数決も一つの立場であることには間違いないであろう。又ほろびようとする傾向にあるものが無視され、新に興る力が尙ばれることも決して無理だとは云えない。しかし、いづれにしても、現実には存する、而もこの様な通時論的意味をもつ不均斉を無視してこれを無理やりにおしならそうとする様な解釈は、少なくとも言語を一つの歴史的事実と考えようとする立場からは肯定し難いものと云わねばならない。

私は、私の立場にもとづく、私なりの「作業原則」を何時の日かつくりあげたいとねがっているものであるが、とりあえず服部博士の立てられた原則以外に、少くともいま一つ、「通時論的観点に立った見通しの原則」とでも名づけるべきものをつけ加えたいと思う。これははじめにもことわった様に、必ずしも通時論的観点を直ちに共時論的な体系解釈に導入すべしと主張するものではない。唯、例えばサ行子音がかつて「し」「せ」において〔ㄷ〕〔ㄷ̃〕であったと云う認識の上から立って、現代語の〔ㄷ〕〔ㄷ̃〕に対し、「同化の原則」を適用すべきかどうかと云う疑いの起った際に、それをいずれかに決定する一つの心がまゑとして適用してはどうか、と云うことなのである。つまり、その様な通時論的観点に立った「予想」の下に単音の分析を行う、と云う事なのである。勿論、はじめからその様な「予想」即ち「先入観」をもって対象の分析に従う事は望ましくないと云う見方もあるであろう。しかしその事は要するに作業原則すべてについても云える事であって、その様な原則を予め立てる事その事に対する非難ならばともかくこの「予想」のみを「先入観」の故に排すると云う理由はないと私は思う。

最後に、私が日頃抱いている疑問は、少くとも言語の学の現在の発達段階においては、たとい「音韻体系」と云うものが、理念的には考えられるにしても、これを具体的な一つの図表の形で示す事は不可能なのではないか、問題はそんな無理を敢てしようとするところにあるのではないかと云う事である。言語の他の要素である「文法」や「意味」の体系がやはりその存在は予想出来ても、具体的な図表にして示す事の困難なことを思うとき、音韻体系も、少くとも「音韻」を言語の意味や機能を荷うものとして理解し説明しようとする限り、やはり、これを具体的につかまえて、図表にする事は、甚だむずかしい様に思われてならない。若しそれが出来たとすれば、その出来上った図表は、何か魂の欠けている、云わば「音声学的」な図表にしか過ぎないもの様に思えるのである。割り切れないもの、図表にして表わせないもの、くつついてこそ「言語」なのだから。

又、共時論と通時論とを峻別出来るものかどうか、又そうする事が「言語」を理解し解釈する為に望ましいかどうか、と云う問題についても疑いがあると思う。少なくとも、それ等二つの観点を綜合(止揚)した、更に高度の云わば弁証法的立場の様なものが考えられはしないだろうか。その様な立場に立ってはじめて、複雑な「言語」と云うものが、より完全に、より正しく理解され解釈され得るのではないだろうか、と云う事が、今後の私に残された課題である。その様な立場から、私は私なりの「音韻論的解釈」の「作業原則」をつくり上げて行きたいと思っている。

註 (1)拙稿「ガ行子音」(国語国文、昭和三一、二)

(2)国語学第二十二輯の入門講座「音韻論」が博士の最も新しい

考え方と認められるので以下のものもすべてこれに拠った。(3)「名人芸」を否定しようとする事は、方向としてはたしかに正しい態度だと云える。しかし、現在の段階では、同じ道具を持てば誰でも同じ結果に到達出来るほどに、道具が進んでいないことも確かなのである。少くとも道具をつかう為にはやはり或る程度「勘」が必要なのである。

(4)ロドリゲス日本大文典(土井博士訳)二二七頁の「あらゆる日本語を写す所の綴字」の表による。下のタ、ダ行音のと同じ。なお二二四頁には「五音と呼ぶる、る、はの綴字」として Sa, Xi, Su, Xe, So, Ta, Chi, Igu, Te, To と並々たものも見える。

(5)「き、す、そ」「ぎ、ず、ぞ」の子音もかつては〔k〕〔s〕だったのではないかと云う考え方もあるが、臆測に過ぎない。

但し、平安朝頃の平仮名表記の文学作品などを見ると、現在「拗音」となっている漢語の表わし方が、サ、ザ行とそれ以外の行とで相当差異が認められる。つまり、サ、ザ行のものはむしろ原則的に「直音」の形(即ちシャウ、ジユウなどを「さう」「す」などと)に表記しているのに対し、それ以外の行のものはむしろその様に表わしているのは稀である。この事実から、何かがひき出せそうである。

(6)例えば朝鮮語京畿方言では、中期朝鮮語の〔ɕ〕が〔t͡ɕ〕及び〔t͡ɕ〕の前でやはり〔t͡ɕ〕となり、諺文表記でも一般にその様な表わし方が現在行われているが、一方〔s〕の前では日本語の様に〔s〕とならず、依然〔t͡ɕ〕のままである。

(昭和三〇、一一、九)

— 大阪市立大学教授 —